

長野県告示第134号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社キタモリ	長野県須坂市大字須坂1416番地	令和6年3月6日

税務課

長野県告示第135号

伊那市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共 測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 土地改良事業 確定測量

2 作業期間

令和6年3月18日から令和6年6月28日まで

3 作業地域 伊那市

建設政策課

長野県告示第136号

箕輪町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共 測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 既成図数値化 地図情報レベル 1000

2 作業期間

令和6年2月29日から令和6年3月22日まで

3 作業地域

上伊那郡箕輪町

建設政策課

長野県告示第137号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

	令和6年(2024年)3月	14日(木)	長	野	県	報		第	至491号		
	作業種類 公共測量 現地測量、UAV レーザ 作業期間 令和5年5月8日から令和6年2 作業地域 下水内郡栄村							_	建設政	策課	
-	野県告示第138号 比陸地方整備局湯沢砂防事務所: 2項の規定による公共測量を終了 令和6年3月14日					4年法律	津第188号)第	39条において準	≝用する∥	司法第	514条
2	作業種類 公共測量 UAV レーザ測量 作業期間 令和5年11月20日から令和6年1 作業地域 下水内郡栄村	月15日まで						長野県知事	阿部	守	_
								-	建設政	策課]
	5県告示第139号 上陸地方整備局松本砂防事務所: 2項の規定による公共測量を終了 令和6年3月14日					4年法律	津第188号)第	39条において準	ま用する同	司法第	514条
2	作業種類 公共測量 航空レーザ測量 作業期間 令和5年7月31日から令和6年1 作業地域 松本市、大町市、安曇野市	月31日まで						長野県知事	阿部	守	7

建設政策課

長野県告示第140号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年3月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 千曲川上流計画区の空中写真撮影

2 作業期間

令和5年6月19日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

長野市、上田市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山 / 内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町、上水内郡小川村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月14日

長野県大町建設事務所長 竹 内 浩 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市常盤字弐反田2910番の6地先から 大町市常盤字弐反田2992番地先まで	旧	$\frac{m}{7.3 \sim 17.2}$	km 0.4732
同 上	新	$10.6 \sim 17.7$	0. 4732

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月14日

長野県長野建設事務所長 青 木 謙 通

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路 線 名 長野信州新線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市信更町三水字村漆827番の6地先から 長野市信更町三水字村漆827番のホの1地先まで	旧	6. $5 \sim 23.0$	km 0.0504
同 上	新	6.5 ~ 23.0	0. 0504

- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名信州新中条線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市信州新町山上条字石切6129番の1地先から 長野市信州新町山上条字石切6231番の1地先まで	旧	$\frac{m}{6.3 \sim 10.8}$	km 0.1040
同上	新	8.3 ~ 14.8	0. 1040

道路管理課

6

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月14日

長野県長野建設事務所長 青 木 謙 通

- 1(1)路線名長野信州新線
 - (2) 供用を開始する区間

長野市信更町三水字村漆827番の6地先から 長野市信更町三水字村漆827番のホの1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 令和6年3月14日
- 2(1)路線名信州新中条線
 - (2) 供用を開始する区間

長野市信州新町山上条字石切6129番の1地先から 長野市信州新町山上条字石切6231番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和6年3月14日

道路管理課

選告示第1号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を 有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

令和6年3月14日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

Γ		Γ		
'	34, 138		34, 063	
	313, 358		312, 894	
	109, 358		109, 041	
	71, 562		71, 485	
	45, 295		45, 182	
	18, 789		18, 742	
	42, 512		42, 385	
	13, 348		13, 331	
	18, 866		18, 843	
	11, 629		11, 602	
	18, 088		18, 041	
別表中	8, 844	を	8, 812	に改める。
	17, 442		17, 391	
	7, 428		7, 400	
	6, 073		6, 042	
	21, 377		21, 366	
	18, 317		18, 294	
	39, 668		39, 635	
	20, 631		20, 577	

8, 167	8, 142
27, 093	27, 077
6, 471	6, 440
22, 357	22, 312
7, 171	7, 134
8, 474	8, 451

選挙管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第30号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

令和6年3月14日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平 林 公 男

1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

内水面漁場管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第31号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(平成20年長野県内水面漁場管理委員会指示第8号)を次のとおり解除しました。

令和6年3月14日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平 林 公 男

- 1 対象水域
 - 野尻湖
- 2 対象魚種

オオクチバス、コクチバス

3 解除の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

内水面漁場管理委員会